

年金所得がある方の 住民税(町県民税)の徴収方法について

65歳以上の方の公的年金所得により計算される住民税額は、年金特別徴収制度が適用されます。新たに公的年金を受け取られた方や65歳になられた方などは、次のことを参考に納税をお願いします。

◎ すでに年金特別徴収の方 (昭和32年4月1日以前生まれの方)

4月、6月、8月の年金からの天引き徴収額(仮徴収)は、(前年度分の年税額÷2)÷3の額を天引きします。

その後の10月、12月、2月の年金で(年税額－仮徴収額)÷3の額を差し引きます。

〈例〉住民税が6万円(年金所得のみ)で、前年度の住民税も6万円の場合

継 続 者	年金からの特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
納 付 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

◎ 新たに65才になられた方 (昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方)

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納付書または口座振替で納めてください。

10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から天引きします。

〈例〉住民税が6万円(年金所得のみ)の場合

新 規 者	納付書納付又は口座振替 (普通徴収)			年金から特別徴収 (天引き)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納 付 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	—	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	—	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

● 年金所得以外の所得がある方

年金所得以外に給与所得や農業所得などがある場合、年金からはその分の税額は天引きされません。年金特別徴収は年金所得で計算された税額だけを年金から天引きしますので、その他の所得にかかる税額は給与特別徴収や普通徴収による納付となります。

● 年金所得があり給与特別徴収もある方

65歳以上の方：年金特別徴収と給与特別徴収による納付となります。なお、不動産所得などを給与特別徴収とは別に普通徴収とされている方は、年金特別徴収、給与特別徴収、普通徴収による納付となります。

65歳未満の方：年金所得分の住民税を給与特別徴収と合算して納付することができます。

参考：住民税の徴収方法

	普 通 徴 収	給 与 特 別 徴 収	年 金 特 別 徴 収
対象者	農業や自営業など、給与所得者以外の方	事業所にお勤めの給与所得者	65歳以上の公的年金受給者
納付者	納税義務者	事業主(給与支払者)	公的年金の支払者
納め方	<ul style="list-style-type: none"> 役場から送付する納付書又は口座振替によって納めていただきます。 納期は4期(6、8、10、1月)に分かれています。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の給与から天引きされます。 年税額を年12回に分割した金額が1カ月あたりの金額となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金から天引きされます。 介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税(一部の方)と共通の納付方法です。

町税の納付方法の拡大について

令和5年度から町税の納付書に「eL-QR（地方税統一QRコード）」を印字しています。eL-QRが印刷された納付書は、地方税共同機構が提供する次の方法で納付できるようになりました。

地方税お支払サイトから納付

パソコンやスマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書の「eL-QR」を読み取り、納付手続きを行います。

【利用可能な納付方法】

- ・クレジットカード納付
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替（ダイレクト方式）

スマートフォン決済アプリで納付

eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリで「eL-QR」を読み取り、決済処理を行います。

【利用可能な決済アプリ】

パソコンやスマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスし、「よくあるご質問」を確認してください。

注意事項

- ☑納付手続きに係る通信費やクレジットカード納付等に係る利用料は利用者負担となります。
- ☑納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
- ☑地方税お支払サイトまたはスマートフォン決済アプリを利用して納付した場合は、領収書は発行されません。

問い合わせ 税務課 ☎76-0204

ページID 0004773

インボイス制度説明会・登録要否相談会開催

令和5年10月1日から始まる「インボイス制度」の説明会・登録要否相談会を開催します。

内 容

- インボイス制度説明会／制度の概要
- 登録要否相談会／免税事業者の登録の要否

日 時

6月7日（水）、6月21日（水）
各日 説明会／14：00～15：00
相談会／15：00～16：00

会 場

鳥取税務署（鳥取市富安2丁目89-4）

申し込み・問い合わせ

鳥取税務署 個人課税第一部門

☎0857-77-2268（ダイヤルイン）

鳥取税務署 法人課税第一部門

☎0857-77-2274（ダイヤルイン）

◎開催日前週の金曜日15時までに事前登録をお願いします。

新築住宅の固定資産税を助成します

移住・定住人口の増加を促進するための施策として「八頭町新築家屋固定資産税補助金交付制度」を実施しています。



補助金の交付を受けるにあたっては、台所、便所、浴室および居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む）を町内に新築した方で、次の要件をすべて満たすことが必要です。

補助要件

- 本町の町税等の滞納がない方（同一世帯員含む）
- 新築した住宅が平成27年度以降に固定資産税の賦課を受ける対象となった方（平成26年1月2日以降に町内に住宅を新築された方）
- 新築した住宅を生活の本拠としている方
- 固定資産税に係る減免制度等を受けていない方

補助額

新たに取得した住宅に係る固定資産税の額の2分の1に相当する金額

期 間

3年間

問い合わせ

税務課 ☎76-0204

ページID

0001153

令和5年度から

「豊かな森づくり協働税」が新設されました

鳥取県では、県民の皆さんの参画と協働により、二酸化炭素の吸収等の公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるため、森林環境保全税を廃止して「豊かな森づくり協働税」を新設し、県民税として徴収されます。

負担について

廃止した「森林環境保全税」と課税方式や税率に変更はないため、皆さんの負担は増えません。

税を活用した取り組み

□豊かな森と里山を次代へ継承

- 森の若返り、シカ対策の強化
- 松くい虫、ナラ枯れ対策
- 間伐・作業道整備



●集落周辺の災害防止につながる竹林対策

□県民の参画と協働による森づくりの推進

- 協働による持続可能な里山保全
- 森づくりへの県民参加の推進
- 幅広い世代への森を守り育てる機運づくり

問い合わせ

税務課 ☎76-0204